

## 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（要旨抜粋）

第二期計画策定時	第三期計画策定時
<b>第一 計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項</b>	<b>第一 計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項</b>
一 一般的な事項	一 一般的な事項
1 基本理念	1 基本理念
(1) 住民の生活の質の維持、向上を図るものであること (2) 超高齢社会の到来に対応するものであること (3) 目標、施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること	(1) 住民の生活の質の維持、向上を図るものであること (2) 超高齢社会の到来に対応するものであること (3) 目標、施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること
2 第二期計画における目標	2 第三期計画における目標
(略)	(略)
3 計画作成のための体制の整備	3 計画作成のための体制の整備
(1) 関係者の意見を反映させる場の設置 (2) 市町村との連携	(1) 関係者の意見を反映させる場の設置 (2) 市町村との連携 (3) 保険者等との連携
4 他の計画等との関係	4 他の計画等との関係
(1) 健康増進計画との調和 生活習慣病対策に係る目標及び取組の内容と「住民の健康の保持の推進」に関する目標及び取組の内容とが整合 (2) 医療計画との調和 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に係る目標及び取組の内容と「医療の効率的な提供の推進」に関する目標及び取組の内容とが整合 (3) 介護保険事業支援計画との調和 介護給付費等対象サービスの量の見込み及び介護保険施設等の整備等に関する取組内容と医療と介護の連携等に関する取組の内容とが整合	(1) 健康増進計画との調和 生活習慣病対策に係る目標及び取組の内容と「住民の健康の保持の推進」に関する目標及び取組の内容とが整合 (2) 医療計画との調和 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に係る目標及び取組の内容と「医療の効率的な提供の推進」に関する目標及び取組の内容とが整合 (3) 介護保険事業支援計画との調和 介護給付費等対象サービスの量の見込み及び介護保険施設等の整備等に関する取組内容と医療と介護の連携等に関する取組の内容とが整合 (4) <b>国民健康保険運営方針との調和</b> 国民健康保険の医療費及び財政の見通しに関する事項、医療費適正化の取組に関する事項と、住民の健康の保持の推進並びに医療の効率的な推進に関する目標及び取組み内容とが整合。
5 東日本大震災の被災地への配慮	5 東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災地への配慮
(略)	(略)

第二期計画策定時	第三期計画策定時
二 計画の内容に関する基本的事項	二 計画の内容に関する基本的事項 □
1 住民の健康の保持の推進に関し都道府県において達成すべき目標	1 住民の健康の保持の推進に関し都道府県において達成すべき目標
<p>(1) 特定健康診査の実施率に関する数値目標 H29において、対象者の70%以上が特定健康診査を受診</p> <p>(2) 特定保健指導の実施率に関する数値目標 H29において、対象者の45%以上が特定保健指導を受ける。</p> <p>(3) <b>メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</b> H29年度においてメタボリックシンドローム該当者及び予備群を、H20と比較して25%以上減少</p> <p>(4) <b>たばこ対策に関する目標</b> 例えば、禁煙の普及啓発施策に関する目標を設定</p>	<p>(1) 特定健康診査の実施率に関する数値目標 H35において、対象者の70%以上が特定健康診査を受診</p> <p>(2) 特定保健指導の実施率に関する数値目標 H35において、対象者の45%以上が特定保健指導を受ける。</p> <p>(3) <b>メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率に関する数値目標</b> H35年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群を、H20と比較して25%以上減少</p> <p>(4) <b>たばこ対策に関する目標</b> 例えば、禁煙の普及啓発施策に関する目標を設定</p> <p>(5) <b>予防接種に関する目標</b> 予防接種の普及啓発施策に関する目標を設定</p> <p>(6) <b>生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標</b> 例えば、医療関係者や保険者等との連携を図りながら行う糖尿病の重症化予防の取組や、高齢者の特性に応じた重症化予防の取組の推進に関する目標を設定</p> <p>(7) <b>その他予防・健康づくりの推進に関する目標</b> 例えば、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発、住民に対する予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組、がん検診、肝炎ウイルス検診等に関する目標を設定</p>
2 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標	2 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標
<p>(1) <b>医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮に関する目標</b> 医療計画の基準病床数等を踏まえ、H29における平均在院日数の目標値を設定</p> <p>(2) <b>後発医薬品の使用促進に関する目標</b> 例えば、後発医薬品の数量シェア、普及啓発等施策に関する目標を設定</p>	<p>(1) <b>後発医薬品の使用促進に関する数値目標</b> ・H35には、後発医薬品の使用割合が80%以上に到達しているとする目標を設定することや普及啓発等施策に関する目標を設定</p> <p>(2) <b>医薬品の適正使用の推進に関する目標</b> ・患者や医療機関及び薬局に対する医薬品の適正使用に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した訪問指導の実施等、重複投薬の是正に関する目標を設定 ・適切な投薬に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した服薬状況の確認及び使用禁忌の防止の取組の実施等、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標を設定</p>
3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策	3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策
<p>(1) <b>住民の健康の保持の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査等保健事業等の円滑な実施を支援</li> <li>・ 保険者協議会の活動に対する支援</li> <li>・ 健康増進に関する普及啓発等の取組</li> <li>・ たばこ対策の普及啓発の促進や相談体制の整備等の取組</li> <li>・ 予防接種率の向上に向けた市町村、保険者による普及啓発等の支援</li> </ul>	<p>(1) <b>住民の健康の保持の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査等保健事業等の円滑な実施を支援</li> <li>・ <u>保険者協議会を通じて必要な協力を求め、主体的な取組を行う。</u></li> <li>・ 保険者協議会の活動に対する支援</li> <li>・ 健康増進に関する普及啓発等の取組</li> <li>・ たばこ対策の普及啓発の促進や相談体制の整備等の取組</li> <li>・ 予防接種率の向上に向けた市町村、保険者による普及啓発等の支援</li> <li>・ <u>感染症の発生动向の調査、情報公開、医療関係者との連携、市町村間の広域的な連携の支援</u></li> <li>・ <u>生活習慣病の重症化予防に係る保険者等や医療関係者との連携、事業の横展開</u></li> <li>・ <u>後期高齢者広域連合における高齢者の特性に応じた保健事業の取組の支援</u></li> <li>・ <u>個人の健康づくりに向けた自助努力を喚起する取組の推進</u></li> </ul>

第二期計画策定時		第三期計画策定時	
	(2) 医療の効率的な提供の推進 ① 医療機関の機能分化・連携 ・地域連携クリティカルパスの活用等 ② 在宅医療・地域ケアの推進 ③ 後発医薬品の使用促進 ・自己負担の差額通知を含めた医療費の通知を行う保険者と地域の医療関係者との連携・協力に対する支援		(2) 医療の効率的な提供の推進 ① 病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療構想の策定 ・地域連携パスの整備・活用の推進 ・多様な住まいの整備 ・医療・介護サービス等の充実 ② 後発医薬品の使用促進 ・安心使用に向けた医療関係者への情報提供 ・薬効別使用割合のデータ等の把握・分析などにより保険者等の取組を支援 ・保険者等と医療関係者との連携のための関係構築に向けた支援 ③ 医薬品の適正使用の推進(重複投与、複数種類の医薬品の投与の適正化) ・保険者協議会を通じ保険者等による重複投薬の是正に向けた取組、医療機関及び薬局と連携した服薬指導の確認及び使用禁忌の防止の取組を推進
4	目標を達成するための関係者の連携及び協力 ・住民の健康の保持の推進に関しては保険者及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては、医療機関及び介護サービス事業者等と情報交換を行い、相互に連携及び協力を行えるような体制作りに努める必要がある。	4	目標を達成するための関係者の連携及び協力 ・住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては、医療機関及び介護サービス事業者等と情報交換を行い、相互に連携及び協力を行えるような体制作りに努める必要がある。 ・計画の作成、計画に基づく施策の実施に関し、保険者等に対して必要な協力を求める場合は、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。(法9条10項)
5	都道府県における医療に要する費用の調査及び分析	5	都道府県における医療費の調査及び分析
	・第三参照		・第三参照
6	計画期間における医療費の見通し	6	計画期間における医療費の見込み
	・都道府県民の医療費の現状に基づき5年後の医療に要する費用の見通しを算出 ・目標値と見通しとの整合性の確保に留意 ・医療費適正化の取組を行った場合の将来推計 ①生活習慣病対策(メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少)の効果 ②平均在院日数の短縮効果		・平成35年度の医療費の見込みを算出 ・入院医療費は、病床機能の分化・連携の推進の成果を踏まえ算出 ・入院外医療費は、適正化前の医療費から、以下の取組みによる効果額を控除して算出 ①特定健診・保健指導の実施率の向上による効果 ②後発医薬品の使用促進による効果 ③地域差縮減に向けた取組による効果(糖尿病の重症化予防・重複投薬・複数種類の医薬品の投与の適正化)
7	計画の達成状況の評価	7	計画の達成状況の評価
	・計画の中間年度及び最終年度の翌年度にそれぞれ評価を行う。(第二を参照)		・毎年度(計画初年度及び最終年度を除く)進捗状況を公表、最終年度に進捗状況の調査及び分析し、次期計画に反映、最終年度の翌年度に実績を評価(第二を参照)
8	その他都道府県が必要と認める事項 ・都道府県独自の取組みを計画に位置づける場合には、3に準じて定める。	8	その他都道府県が必要と認める事項 ・都道府県独自の取組みを計画に位置づける場合には、3に準じて定める。
三 その他		三 その他	
1	計画の期間 ・平成25～29年度(5年を1期)	1	計画の期間 ・平成30～35年度(6年を1期)
2	計画の進行管理 ・PDCAサイクルにより進行管理	2	計画の進行管理 ・PDCAサイクルにより進行管理

第二期計画策定時		第三期計画策定時	
	3 計画の公表		3 計画の公表
	・計画を策定したときは、厚生労働大臣に提出するほか、公表するよう努める。		・計画を作成したときは、厚生労働大臣に提出するほか、公表するよう努める。
<b>第二 計画の達成状況の評価に関する基本的な事項</b>		<b>第二 計画の達成状況の評価に関する基本的な事項</b>	
一 評価の種類		一 評価の種類	
1 進捗状況の評価		1 進捗状況の公表	
	・計画策定年度の翌々年度(27年度)に中間評価、公表		・年度(計画最終年度及び実績評価の年度を除く。)ごとに進捗状況を公表
2 実績の評価		2 進捗状況に関する調査及び分析	
	・計画期間終了の翌年度(30年度)に実績評価、公表		・第四期計画作成に資するため、計画期間の最終年度(35年度)に進捗状況の調査及び分析、公表
二 評価結果の活用		二 評価結果の活用	
1 計画期間中の見直し		1 計画期間中の見直し及び次期計画への反映	
	・中間評価を踏まえ、必要に応じ見直し		・目標の達成が困難と見込まれる場合、要因を分析、必要に応じ見直し、必要な対策を講じ、第四期計画の作成に活用
2 次期計画への反映		2 都道府県別の診療報酬の設定に係る協議への対応	
	・H29年度は、第三期計画の策定年度になるため、中間評価結果を適宜活用		・法第14条に基づく都道府県の区域内における診療報酬の定めに係る協議の際、実績評価を適宜活用
3 都道府県別の診療報酬の設定に係る協議への対応			
	・法第14条に基づく都道府県の区域内における診療報酬の定めに係る協議の際、実績評価を適宜活用		
<b>第三 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項</b>		<b>第三 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項</b>	
一 医療に要する費用の調査及び分析を行うに当たっての視点		一 医療費の調査及び分析を行うに当たっての視点	
	・3種類の医療費の実績と動向に関し分析を行う。 ① 保険者の所在地ごとに集計された医療費、 ② 医療機関の所在地ごとに集計された医療費、 ③ 住民ごとの医療費		・3種類の医療費の実績と動向に関し分析を行う。 ① 保険者の所在地ごとに集計された医療費、 ② 医療機関の所在地ごとに集計された医療費、 ③ 住民ごとの医療費
二 医療に要する費用の調査及び分析に必要なデータの把握		二 医療費の調査及び分析に必要なデータの把握	
	(略)		(略)
<b>第四 この方針の見直し</b>		<b>第四 医療費適正化に関するその他の事項</b>	
		一 国、都道府県及び保険者等の役割	
		・国、都道府県及び保険者等がそれぞれの役割の下、推進していく必要がある。	
		二～六 (略)	
<b>第四 この方針の見直し</b>		<b>第五 この方針の見直し</b>	